

## 教育委員会定例会会議録

### 1 日時

平成29年3月23日(木)

開会 9時00分

閉会 11時25分

### 2 場所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 森脇健夫委員長、岩崎恭典委員、前田光久委員、柏木康恵委員

山口千代己教育長

欠席委員 なし

### 4 出席職員

教育長 山口千代己(再掲)

副教育長 木平芳定、次長(教職員担当) 浅井雅之、

次長(学校教育担当) 山口颯、次長(育成支援・社会教育担当) 中嶋中、

次長(研修担当) 中田雅喜

教育総務課 課長 長崎敬之

教育政策課 課長 宮路正弘、課長補佐兼班長 山本順三、主幹 坂本克明

教職員課 課長 小見山幸弘、課長補佐兼班長 竹尾和彦、班長 山北正也、

班長 岡村芳成、班長 加藤真也、主幹 田中宏明、

主幹 奥山允人、主査 山本篤志、主査 水谷匡利

福利・給与課 課長 上野公民、課長補佐兼班長 中野雅人

高校教育課 課長 長谷川敦子、班長 萬井洋、指導主事 森達也、

指導主事 中田直人

社会教育・文化財保護課 参事兼課長 辻善典、

主査 川井加奈子

学力向上推進プロジェクトチーム 担当課長 山田正廣、

課長補佐兼班長 水野和久、

指導主事 脇谷明美

生徒指導課 課長 芝崎俊也、指導主事 山本勇人

人権教育課 課長 赤塚久生、人権教育監 宇仁田元、班長 中西史朗

特別支援教育課 課長 森井博之、特別支援教育推進監 山口香、

課長補佐兼班長 早津俊一、指導主事 須川豊

環境生活部 文化振興課 課長 高野吉雄

### 5 議案件名及び採択の結果

	件名	審議結果
議案第66号	県立高等学校活性化計画（案）について	原案可決
議案第67号	三重県地方産業教育審議会委員の任免について	原案可決
議案第68号	職員の懲戒処分について	原案可決
議案第69号	三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第70号	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第71号	職員の人事異動（事務局）について	原案可決
議案第72号	職員の人事異動（県立学校）について	原案可決
議案第73号	職員の人事異動（市町立小中学校）について	原案可決
議案第74号	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第75号	公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第76号	公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第77号	公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第78号	公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第79号	三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第80号	三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第81号	三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第82号	三重県総合博物館等指定管理者選定委員会規則案	原案可決

## 6 報告題件名

	件名
報告 1	平成29年度事務局職員の人事異動報告について
報告 2	平成29年度県立学校教職員の人事異動報告について
報告 3	平成29年度市町立小中学校教職員の人事異動報告について
報告 4	平成28年度みえスタディ・チェック結果の分析報告について
報告 5	平成28年度「インターネット社会を生き抜く力の育成事業」について
報告 6	人権学習指導資料（小学校低中学年）「みんなのひろば」について

## 7 審議の概要

・開会宣言

森脇委員長が開催を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（平成28年3月8日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名人の指名

岩崎委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第67号から議案第68号、議案第71号から議案第73号、並びに報告1から報告3は、人事に関する案件であるため、非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、公開の議案第66号、議案第69号から議案第70号、議案第74号から議案第82号を審議し、報告4から報告6の報告を受けた後、非公開の議案第67号から議案第68号、議案第71号から議案第73号を審議し、報告1から報告3の報告を受ける順番することを決定する。

・審議事項

**議案第66号 県立高等学校活性化計画（案）について（公開）**

（宮路教育政策課長説明）

議案第66号 県立高等学校活性化計画（案）について

県立高等学校活性化計画（案）について、別紙のとおり提案する。平成29年3月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 県立高等学校活性化計画（案）については、三重県教育委員会権限委任規則第1条第1号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

それでは、1ページ別紙をご覧ください。県立高等学校活性化計画（案）についてということで、概要につきましては、現行の計画が今年度末で終了することから、平成29年度から平成33年度までの計画として新たな計画をつくるものでございます。

「2 策定の経緯」ですが、三重県教育改革推進会議で今年度、5回の審議を経まして、（2）にございますが、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施しました。また、「（3）県議会や関係者の意見の反映」ということで、県議会教育警察常任委員会、地域活性化協議会、市町等教育長会議等で随時、計画案を説明させていただくとともに、いただいた意見の反映に努めてきたところです。

「3 県立高等学校活性化計画のポイント」として、①これからの社会で必要とされる資質・能力を育む視点を重視し、次期学習指導要領で位置づけられる「主体的・

対話的で深い学びの実現」や「カリキュラム・マネジメント」の考え方をふまえた取組を位置づけたこと。②人口減少や生徒数の大幅な減少が見込まれる中で、地方創生、地域の担い手育成の視点を取り入れたこと。③2学級の高等学校について、地域が一体となって活性化を図る枠組みを設けたこと。これらがポイントでございます。

2ページが、活性化計画の構成でございます。5章立てで記述をしております、特に今回の計画では、「4 県立高等学校活性化のための取組」で大きく柱を5つ設けてまして、例えば、(1)で、新しい時代に求められる学びへの変革とかに力を入れていくこととしております。

また、「5 社会の変化に対応した県立高校のあり方」については、先ほど申し上げましたように、2学級以下の学校を地域と一体となって活性化に取り組んでいくということで、これまでと違う方向性で、しっかり取り組んでいく必要があると考えております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

#### 【質疑】

委員長

議案第66号はいかがでしょうか。

前田委員

今、説明していただいたとおりで、パブリックコメントあるいは議会の皆さんの意見もいろいろ網羅されて、ご苦勞があったと思います。29年から33年まで5年間、この5年間というのは、今までの時代とは全然違う局面に入っていく。その内容について、今、説明をしていただいた。教育環境、教育行政が新たなところに入っていくかなければならないという、環境というものがすごく厳しい状況になっていくであろうと思います。

特に県立高校の場合は、地域における存在感という位置づけは、今までいろんなヒアリングで理解できているところです。とはいいいながら、学校経営、学校運営という局面を考えますと、全ての地域の方のニーズ、要望に応えることが難しい局面が、この5年の間には出てくるであろう。全ての要求には応えられない場面も出てくる。

とはいいいながら、私はやはり主役はそこで学ぶ生徒だと思っんですね。時代の変化や環境の変化があったとしても、生徒の質、教育の質が落ちることが一番だめなことであって、それを主眼に、盛り込まれているとは思いますが、しっかりと推し進めていっていただきたいと思っんです。

教育政策課長

今、おっしゃったように、学校の規模が小さくなったりする中で、まず、子どもたちの教育をどう維持していくかということが一番重要かと考えております。その中で、地域の要望等については、地域と一体となってやっていくという枠組みの中で、できることをしっかりやっていく形になろうかと考えております。

岩崎委員

どうしても21ページ22ページのところに目がいきがちで、それより前に本来、これからの県立高校はこうあるべきだという議論を重心にしていきたいのですが、特

に小規模の高校については、それぞれの高校で具体的に活性化協議会みたいなものをつくっていくというようなお話ですが、例えば、東紀州全体とか、あるいは志摩地域全体というような、そういうエリアの考え方というのは、今後はどこで共有する形になっていくのでしょうか。

教育政策課長

これまでも東紀州、紀南地域と伊勢志摩地域で協議会をしていますが、この枠組みは、一定、存続させながら、地域全体のことはそこで考えていくということで考えております。

岩崎委員

そこは存続させていくと。そして、それぞれの個別の学校でということですね。

柏木委員

鈴鹿で就職希望の多い学校では、なかなか生徒指導が難しいということをよく聞きます。そういう中で、将来を見据えて、しっかり仕事に定着できるような指導を、ここにも書かれているように頑張ってもらって子どもたちに教えていただければと思います。

委員長

ほかによろしいでしょうか。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

#### ・審議事項

#### 議案第69号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案（公開）

（小見山教職員課長説明）

議案第69号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成29年3月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

2ページをご覧ください。要綱案を付けさせていただいております。改正理由でございます。教育公務員特例法の一部を改正する法律が平成29年4月1日に施行されることと、義務教育学校及び中等教育学校が三重県内に設置されること等に伴い、規定を整備するための規則の改正でございます。

改正内容が、2の（1）の事務分掌の規定と（2）所管学校種に義務教育学校及び中等教育学校を加えることをふまえ、これも事務分掌の所要の改正を行うものでございます。

簡単にご説明させていただきます。3ページの新旧対照表でございます。教育政策課の部分が上段でございます。ここの6条5項のところ、新たに事務分掌として追記をさせていただきます。

それと、高校教育課のところでは11条6項ですが、義務教育学校関係の部分を追記することによって、以下、括弧書きで「市町等立小中学校」という形で直しておりますが、この関係の分を小中学校教育課の事務分掌であったり、ほかのところの22条であれば、市町教育支援の人事担当の事務分掌のところでは直すという形での修正でございます。

簡単ではございますが、事務分掌関係の規則改正ということで、よろしくお願いたします。

#### 【質疑】

委員長

議案第69号はいかがでしょうか。

#### 【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

#### ・審議事項

### 議案第70号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案 (公開)

(小見山教職員課長説明)

議案第70号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成29年3月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

4ページをご覧ください。これも要綱案でご説明をさせていただきます。

2月2日の定例会で公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例というのをご説明させていただきました。去る21日に議決をしていただいたところですが、その成立に伴いまして、規則を整備するというのが、この中身です。

改正内容は、(1)の条例の改正に伴う規定の整備ということで、2月2日の定例会でもご説明させていただきました中身ですが、介護休暇について、通算して6月の範囲内で3回までの異なる時期に取得できるように改正することに伴い、所定の整備ということであったり、イにあるように、新設されました、介護時間について1日につき2時間という範囲内で取れるようになりますが、それに伴い所定の整備ということであったり、あと、ウとして、そういう事情の職員であれば、時間外について免除できるということ、所要の整備等々、そのような形の条例案の改正に伴う規則案の規定の整備が1つ目です。

2つ目が、特別休暇に係る規定の部分でございます。これも同様に、特別養子縁組

の関係の監護期間の子を対象とすることができると法令改正で変わっておりますので、それに合わせて、ここの規定を整備するという中身がアでございます。

それと、少し細かい中身ですが、学校行事の関係の特別休暇というものがございますが、この範囲が中学校から高校卒業までに拡大するという整備の関係でございます。

5ページ以降、新旧対照表という形で付けております。少し複雑で細かくなっておりますが、説明については省略させていただきます。

以上でございます。

#### 【質疑】

委員長

議案第70号はいかがでしょうか。条例の改正に伴う規則の改正ですね。

教職員課長

条例改正に伴う規則の改正です。

岩崎委員

高校の卒業式には堂々と出られるということになるということですね。

教職員課長

はい。今までは義務教育まででしたが高校までとなります。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する－

#### ・審議事項

議案第74号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第75号 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第76号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第77号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第78号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（上野福利・給与課長説明）

議案第74号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

議案第75号 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第76号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第77号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案

議案第78号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案

以上、5つの規則案について、別紙のとおり提案する。平成29年3月23日提出三重県教育委員会教育長。

提案理由 5つの規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

説明ですが、5つの提案の最後に、「改正規則案説明資料」というものを付けさせていただきます。

まず、議案第74号です。今年度、へき地学校等の指定の見直しを行いました。それで、改めて平成29年4月1日から、へき地学校級別指定表の中身を改めます。見直しの結果、8つの学校が新しくへき地指定校になりました。それから、3つの学校がへき地の等級が上がりました。2校がへき地の等級が下がりました。この下がったうちの1校については、統廃合により今年度末で廃校となります。結果、今現在、休校中の学校を除きますと、これまで29校であったのが、平成29年度以降、36校となりました。ということで、へき地学校の指定の見直しをこのような形で規定をさせていただきます。

続きまして、裏面の議案第75号ですが、特殊勤務手当に関する規則の部分で、特殊勤務手当の中に、入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務に従事した場合の教員特殊業務手当の額が、現行が900円となっております。これを1,300円に改めたいと思います。

もう一つが、義務教育学校の設置に伴い、多学年学級担当手当及び教育業務連絡指導手当に係る規定に義務教育学校を加えます。

続きまして、議案第76号です。介護時間が、この平成29年4月1日から新設されます。その介護時間に関する給与の取扱いの規定をさせていただきたいと思います。具体的には、介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間を勤勉手当の勤務期間から除算します。併せて、介護時間と同じような形で取扱いをしております、育児に係る部分休業についても、均衡を考慮して同じような取扱いとなるように改めます。逆に言いますと、30日を超えるまでは勤勉手当の除算を行わないという形でさせていただきたいと思います。

続きまして、議案第77号、こちらも義務教育学校の部分ですが、職務給に対応する職名を定めた表の規定に義務教育学校を新たに加えます。

議案第78号は、非常勤の通勤手当相当日額の関係を改正させていただきます。これまで知事部局と別の扱いを教育委員会はしておりました。ただ、知事部局との取扱いが若干違ったために、教育委員会のほうは若干不利のような取扱いとなっております。

したので、知事部局との均衡を図り、勤務日数等を踏まえた算出基準を別に改めることとします。これによって、より実額に近い形で非常勤職員の通勤手当が支給されるようになります。

ただ、詳細につきましては、別途、教育長が定めるという形で、通知で取扱いをさせていただきますと考えております。

5本の規則改正案、全て施行日につきましては、平成29年4月1日とさせていただきますと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

### 【質疑】

委員長

それでは、議案第74号から議案第78号はいかがでしょうか。

一つだけ、語句の意味を教えてくださいなのですが、74号の「特別の地域」というのは、右側のへき地手当にはないんですが、これはどういうことですか。

福利・給与課長

特別の地域というのは、本来ですと、その下についてくるものです。三重県でいいますと、3級、2級、1級、準へき地、その後、特別の地域というところになりました。特別の地域については、へき地手当が発生しませんので、この支給割合は右側の表からは除かせていただいております。

委員長

ということは、へき地手当が出ないのに特別の地域というふうなジャンルを設ける理由は何でしょう。別に特別な地域と言わなくても、普通地域というふうに言っても。

福利・給与課長

特別の地域に当たるところについては、へき地手当は出ませんが、へき地手当に準ずる手当が出ます。このへき地手当に準ずる手当というのはどういうものかといいますと、へき地学校、へき地に準ずる学校、特別の地域に存在する学校への異動に伴ってその地域へ住居を移転した場合に支給される手当です。この特別の地域はへき地手当は出ませんが、このへき地手当に準ずる手当が支給されるため、区分を設けています。

委員長

わかりました。

### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

### ・審議事項

議案第79号 三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則案 (公開)

(長崎教育総務課長説明)

議案第79号 三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則案

三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成29年3月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページが規則案本文です。説明は2ページ3ページでさせていただきます。2ページ、規則案要綱です。改正理由は、かがやき特別支援学校、それから分校の設置に伴い規定を整備するものでございまして、内容としましては、草の実分校、あすなろ分校で校長印、出納員の印を使用するため、公印の規格等を規定している別表の一部を改めるものです。

右の3ページをご覧ください。下が旧、上が改正後になります。上のほうをご覧ください。上の大きく右側のところ、「地域機関及び教育機関の長印」というところがございしますが、その中の下線の引っ張ってあるところ「かがやき特別支援学校草の実分校(二)」とあります。本校で校長印はもちろんつくりますが、それ以外に分校に同じ校長印を置きますので、そのときに括弧に漢数字を入れるんですが、(二)という形で、例えば、「かがやき特別支援学校長の印(二)」というのを入れる。そういうのを分校に置きます。草の実分校については、そのように置きます。あすなろ分校は、実態として草の実分校と事務室が共用しますので、そちらで保管しているのをそのまま使うということで、特段、新たにつくりません。

本校のほうは、公印自体は新調しますが、規定の改正は必要ないということですので、そこに規定は入れておりません。

#### 【質疑】

委員長

議案第79号はいかがでしょうか。

#### 【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

#### ・審議事項

**議案第80号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案（公開）**  
(長谷川高校教育課長説明)

議案第80号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案  
三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成29年3月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1 ページが規則案です。2 ページが規則案の要綱、3 ページが新旧対照表でございます。まず、高等学校に関係する部分について説明をさせていただきます。資料2 ページの「1 改正理由」(1)をご覧ください。平成29年4月から、義務教育学校と中等教育学校が三重県内に設置されることに伴い、三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正するものです。

改正内容については、「2 改正内容」(1)のとおり、第16条(入学資格)に「義務教育学校を卒業した者」と、「中等教育学校の前期課程を修了した者」を追加いたします。

施行期日は、3のとおり、平成29年4月1日からとします。

なお、3ページに新旧対照表を記載しております。

続いて、報告者を代えて説明をいたします。

(森井特別支援教育課長説明)

続きまして、特別支援学校に関する部分についてご説明いたします。2ページの規則案要綱をご覧ください。「改正理由」(2)のとおり、三重県立かがやき特別支援学校及び同分校の整備に伴い、規定を整備するものです。

改正内容については、「2 改正内容」(2)にありますように、「緑ヶ丘特別支援学校」を「三重県立かがやき特別支援学校」に改めること、「三重県立城山特別支援学校草の実分校」を「三重県立かがやき特別支援学校草の実分校」に改めること、「三重県立かがやき特別支援学校あすなろ分校」を新設することに伴いまして、別表2を改正することでございます。

なお、3ページに新旧対照表を記載しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### 【質疑】

委員長

それでは、議案第80号はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

#### 【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

#### ・審議事項

**議案第81号 三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案**

(公開)

(長谷川高校教育課長説明)

議案第81号 三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案  
三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成29年3月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1 ページが規則案、2 ページが規則案の要綱、3 ページが新旧対照表となっております。まず、2 ページの「1 改正理由」をご覧ください。(1) のとおり、学校教育法の一部改正により、「高等普通教育」という表記が、「高度な普通教育」という表記に改められたこと等に伴い、規則の一部を改正するものです。

また、「1 改正理由」の(2) のとおり、平成29年4月から義務教育学校と中等教育学校が三重県内に設置されることに伴い、規則の一部を改正するものです。

改正内容については、「2 改正内容」(1) のとおり、第3条に、「及び進路」をつけ加え、「高等普通教育」を「高度な普通教育」に変更します。

また、(2) のとおり、第13条入学資格に「義務教育学校を卒業した者」と「中等教育学校の前期課程を修了した者」を追加いたします。

施行期日は平成29年4月1日からいたします。

なお、3 ページに新旧対照表を記載しております。

#### 【質疑】

委員長

議案第81号はいかがでしょうか。

中等教育学校とはどんな学校ですか。

高校教育課長

鈴鹿の中学校、高等学校が、中等教育学校に変わります。平成29年4月、鈴鹿中等教育学校として開校ということです。まだ来年度には中等教育学校の前期課程の3年生はいないですが、この義務教育学校設置に伴って、同時に規則改正を行っていくということでございます。

委員長

わかりました。

#### 【採決】

— 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 —

#### ・審議事項

#### 議案第82号 三重県総合博物館等指定管理者選定委員会規則案 (公開)

(辻参事兼社会教育・文化財保護課長説明)

議案第82号 三重県総合博物館等指定管理者選定委員会規則案

三重県総合博物館等指定管理者選定委員会規則案について、別紙のとおり提案する。  
平成29年3月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県総合博物館等指定管理者選定委員会規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

なお、説明につきましては、高野環境生活部文化振興課長から行います。

(高野環境生活部文化振興課長説明)

それでは、1ページの規則案についてご覧ください。2月2日の定例会で総合博物館の一部改正条例案あるいは美術館条例の一部改正条例案をご議論いただき、お認めをいただいたところでございます。ありがとうございます。

同条例案のほうで選定委員会の設置であるとか、調査、審議事項などを定めております。この規則は、これらの条例の規定を受けて定めさせていただくものでございます。

それでは、具体の規則案のポイントについてご説明をさせていただきます。規則案の第1条をご覧ください。この規則は、先ほど申し上げた条例案、一昨日、県議会でも可決をされましたが、この規定に基づきまして、組織、運営に関して必要な事項を定めるものです。

第2条をご覧ください。これは委員長の選任方法等について定めた規定です。

第3条は、会議の定足数等について定めた規定です。

第4条は、この選定委員会に部会を設置することができる旨について定めておりまして、その場合の運営なり、部会長の設置について定めたものです。

第5条では、委員の責務について定めております。こちらについて、一定の場合、例えば第2項等にある場合には、この委員会のほうに報告をいただく旨、定めておりますし、また、第3項では秘密を漏出しないということについて定めたものです。

第6条をご覧ください。第6条は、委員を除外する場合について定めております。申請団体と利害関係を有する場合でございます。

以降、第7条、第8条で庶務の規定、それから、この規則に定めのない場合の規定について定めてございます。

併せて附則をご覧ください。附則では施行日を平成30年4月1日と定めております。また、併せて、一部の規定、すなわち今回の選定行為に関しまして、選定行為は平成29年度に行いますので、平成30年4月1日以前、この規則の公布後であれば、この規則の定める手続き等で選定委員会を運営する旨を定めたものです。

説明は、以上でございます。

#### 【質疑】

委員長

議案第82号はいかがでしょうか。

岩崎委員

平成30年の4月1日から施行で、附則で選定は委員会が設置してやらなければならないから、それは29年度中にやるということですね。それでこの規則は30年4月1日から施行というふうにかざるを得ないんですか。

環境生活部文化振興課長

先ほどご説明しました前提となる条例案も、施行日を附則で平成30年4月1日からとさせていただいてまして、その選定に係る行為を事前に行わなければならないので、平成30年4月1日以前に公布後、施行できるという形で準備行為ができる旨を定めておりますので、それに合わせております。

岩崎委員

わかりました。

委員長

ほかによろしいでしょうか。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

#### ・審議事項

#### 報告4 平成28年度みえスタディ・チェック結果の分析報告について（公開）

（山田学力向上推進プロジェクトチーム担当課長説明）

報告4 平成28年度みえスタディ・チェック結果の分析報告について

平成28年度みえスタディ・チェック結果の分析報告について、別紙のとおり報告する。平成29年3月23日提出 三重県教育委員会事務局 学力向上推進プロジェクトチーム担当課長。

それでは、平成28年度みえスタディ・チェックの結果分析につきまして、ご説明申し上げます。資料は報告4の「平成28年度みえスタディ・チェック結果の分析報告について」の3ページに概要をまとめさせていただいております。

なお、実際に公表させていただく内容につきましては、別添資料として冊子のようになささせていただきたいと考えております。ここにおきましては、教科ごとに分析結果等をまとめたものでございます。本日は、概要をもとにご説明をさせていただきたいと思っております。

1ページをご覧ください。まず、みえスタディ・チェックでございますが、「1 目的」にございますように、教員と子どもたち双方の立場から学力の向上のための取組を推進するという目的で実施しているものでございます。

次に、実施日等でございますが、本年度からの大きな変更点といたしましては、第1回の実施を、4月の全国学調と同一日を基準日として実施することといたしました。この変更につきましては、過去2年、試行も含めてやってきました折に、学期末は成績処理などもあり忙しいとか、あるいは早期からの授業改善に生かすには年度の早い時期がよい、また、学調と同一日だと学校全体として取り組みやすいというような、学校及び市町教育委員会の意見等を踏まえて変更をさせていただきました。

なお、小学校5年生と中学校2年生につきましては、昨年同様、最終学年での伸びを確かなものとするという意味からも、2月に第2回を実施したところです。

また、実施率につきましては、第1回第2回とも対象となる児童生徒が在籍する全ての小中学校で取り組まれています。

次に、分析の内容でございます。2ページをご覧ください。なお、別添資料は3ページ以降からとなっております。この分析報告書の構成につきましては、昨年度同様、ここに上げさせていただきました「4 結果・分析の構成」にある8項目の構成としております。

まず、各学年、回ごとの平均正答率と無解答率を載せております。これを見ますと、

国語では小中学校ともに書くことが他領域に比べて低い状況があり、これにつきましては全国学調と似た傾向が見られました。小学校算数では、「量と測定の領域」、中学校数学では「資料の活用」において継続して課題が見られます。

なお、第1回で実施いたしました理科につきましては、中学校2年生の特に質量や浮力というところの物理的領域が他領域に比べて低い傾向が見られ、改善取組を進めていただいたところです。また、無解答率につきましては、第1回と第2回の状況を比較いたしますと、小学校算数と中学校国語では改善が見られております。なお、小学校国語、中学校数学におきましては、引き続き、記述式問題での無解答率がやはり少し高い傾向が見られました。

次に、正答数分布グラフを掲載しております。小学校国語において、第1回における4年生と5年生の正答数分布を比較いたしますと、4年生の分布は、5年生と比べて正答率が高いほうに分布の割合が進んでいる傾向にあります。これについては、学習指導要領に示されている目標と指導事項が、小学校国語では4年生と5年生が共通となっておりますので、出題において学年の状況を考慮し、また、まとまった文章を読んで答える問題を4年生は4問中2問、5年生は4問中3問という出題をしたことも、少し影響しているかと思っております。

また、いずれの教科、いずれの回につきましても、本県の状況を見てみますと、ふたごぶらぐだのようなグラフになる、学力の二極化という状況は見られませんでした。これについても全国学調のような形が見られているところです。

なお、先ほど申し上げました小学校国語以外、他教科におきましては、学年による大きな分布の形の違いは見られませんでした。小学校5年生と中学校2年生の国語、算数、数学につきましては、4月と2月の2回をしております、この第1回、第2回の分布を比べますと、残念ながら第2回のほうが正答数が少ないほうに分布が移動したという状況がございます。これにつきましては、第2回では、とりわけ第1回スタディ・チェック等で、あるいは全国学調を含めて課題があった問題を中心に改善されているかということで、弱みがあった問題を出したこと、あるいは、ボリューム的にも学調の状況と合わせたようなボリュームを考えて出したということも、一つの要因ではないかと考えております。

次に、3ページの項目です。設問別集計結果では、設問ごとの趣旨とともに、それぞれの結果の状況等を表にして掲載することにより、設問ごとの状況を各学校で把握していただき、取組に生かしてもらおうようにしています。

そのほか、各教科の具体的な課題等や、全体の傾向として、強み・弱みを明らかにして、さらには、指導改善のポイントということで、課題に対応した、具体的な問題とその指導事例を掲載し、さらには、そこに関係するワークシートはこういうものがあるということに掲載させていただいております。このことによりまして、それぞれの実際の授業改善のためにお役立ていただくというようなものをつくっているところです。

なお、ここでお示したワークシートにつきましては、今年度から導入いたしました「授業改善サイクル支援ネット」に掲載をしております、これまでに比べ、より容易に検索ができるという工夫もしております。その結果、1月からは実際に利用していた

だいた3カ月間で約4,000件のアクセスがあって、ワークシートをダウンロードして活用していただいている状況がございます。

続きまして、各教科における分析の総括といたしまして、それぞれの各教科ごとに学年及び1,2回全体を通して特徴的な状況をまとめております。小学校では、国語において全国学調と同様、漢字の書きに引き続き課題が見られました。また、文の中における主語と述語を正しく捉えるとか、また、書こうとすることの中心を明確にして、目的や必要に応じて理由や事例を挙げて書くというところが、まだ弱い状況があります。

このような結果を受けまして、この2月に発行をしたワークシート集「三重の学viva!!セット」におきましても、漢字の読み書きや主語・述語に関するシート等を重点的に作成して、それぞれ授業や家庭学習の教材としても提供しており、学校での授業に生かしていただいているところです。特に算数につきましては、基本的な四則計算とか資料を2つの観点から分類整理して表された表は読めるようになってきておりますが、考え方の理由や方法を説明する記述式問題につきましては、やはりまだ引き続き、課題が見られるところです。

なお、小学校理科につきましては、先般の全国学力・学習状況調査では、観察・実験や器具に関する「知識」に課題が見られましたので、そういうような問題も出させていただきましたところ、観察・実験の器具の適切な操作の方法の「知識」に関する問題につきましては、改善が見られてきたところですが、その観察・実験の結果を考察、分析して特徴的なことを論理的にまとめて述べるというところにつきましては、引き続き、改善が必要というところです。

続いて、中学校では、小学校国語と同様、漢字の読み書き、あるいは登場人物の心情や場面についての描写を捉えて考えを述べること、複数の資料から適切な情報を得て自分の考えを書くこと、これらにつきましては、引き続き、改善の余地があるところです。

次に、数学につきましては、加減乗除を含む計算の決まり等につきましては、随分正答率が高く、上がってきておりますが、一方、割合ですとか数量関係を文字式に表すこと、特に反比例についての基本的な知識は、引き続き、課題として残っております。また、小学校同様、論理的に考え、それぞれの段階を踏まえて自分の考えを数学的に表す、あるいは説明をすることについても、引き続き、課題がございます。

次に、中学校理科においては、「エネルギーの領域」、「地球の領域」に改善が見られました。やはり小学校と同様、観察・実験で得られた結果について、グラフ等をもとに考察をしたり、それぞれの考え方を明確にして述べることにつきましては、引き続き、課題が見られたところです。それぞれきちっと自分の考えをまとめて述べるということにつきましては、各教科共通のものとして、学校での取組を充実する必要があらうかと思っております。

最後に、4ページをご覧ください。「授業改善サイクル支援ネット」でございますが、これにつきましては、今年度、導入いたしましたので、その結果をスタディ・チェック第2回から、これをもとに集計をいたしましたところ、早くからそれぞれの採点の状況がわかり、県の状況と比較しながら授業の早期の改善に役立てることができるという

ことで、使いやすい、あるいは有効であるという声をいただいております。引き続き、これを充実していきたいと思っております。また、今後もこのスタディ・チェックにおきまして、明らかになった課題をもとに授業改善を進めてまいります。

以上でございます。

#### 【質疑】

委員長

報告4につきまして、いかがでしょうか。

岩崎委員

このスタディ・チェックでいろいろなことが今、多分わかり始めていて、そして、それを先ほどお話があったように、所管する学校の状況がリアルタイムでわかるので、学校訪問の際に活用していく、そういう形で使っていただくのは非常に有効だろうとは思いますが、ただ、さっきの分析の中でも、学調でもありましたが、三重の子どもたちって、記述になると無解答率が高くなるという傾向は、まだずっと続いているという感じなんですね。

例えば、この別添の資料の中で、こういう問題が特徴的にワークシートなんかでもある、それに対応するための問題であるというような特徴的な事例があれば教えていただけませんか。一体どういうところで諦めてしまうのだろう。というのは、無解答率の分析はそれ以上はできないものなんですか。こういう解答でいいやと思ってしまうというのは。そこがどうなのでしょう。そういうのがこういうワークシートなんかで、具体的にこの問題だと、こういうところで無解答になってしまうみたいだ、というようなことがあれば、教えてほしいのですか。

学力向上推進プロジェクトチーム担当課長

例えば、別添資料の11～12ページを見ていただきますと、報告する文書の下書きという状況のグラフを見て、その後、アンケートからわかったことを報告するときに、12ページにございますように、「あなたの好きな遊びは何ですか」というアンケートからわかることを報告する文を自分で考えて書きましようということで、それぞれの資料とかを読み取って書いていきたいと思いますというような問題のときに、なかなかそれを整理しながら自分の考えとして書くということが難しいというような状況が出てまいりました。

これについては、今、お話しいただきましたように、4年生5年生6年生とそれぞれのところで、同じような課題があるということですので、それぞれの学年の発達段階に応じて、早い時期から気をつけながら、系統的に指導していくということが大事だと考えています。そこで、これに基づくような指導方法の取組のところに沿ったような問題といたしまして、1ページにございますようなワークシートを提供させていただき、こういうことをもとに授業の中で実際自分はどうかということを取り上げていただくというような取組を学年で進めていきたいと考えています。

岩崎委員

子どもたちはどこで面倒くさくなってしまうんでしょうね。共通することは拾えそうですね。違うことも拾えそうで、それが報告の後、提案している内容につながると

というような、いくつかのことを同時に書かせるとなると、そこで面倒くさくなってしまふのかな。

学力向上推進プロジェクトチーム担当課長

資料をいくつか組み合わせて持ってくるとか、2つのものから自分の考えをもとにしてまとめ上げるとかということになると難しい状況が出てくると。一つの言葉の中から抜き出しなさいとか、あるいは文章を読む中で、書いていることについてはどうですかということにつきましては、ある程度できています。

岩崎委員

ワンステップだったらすんなり行くけど。

学力向上推進プロジェクトチーム担当課長

そうです。理科、数学におきましても、ステップを踏んで段階的に論理的に積み上げていくという問題でつまずくといいますか、正答率が低くなるという状況がございます。

前田委員

授業改善サイクル支援ネットの導入で分析、課題の見つけ出しのところまでの時間がすごく早くなったという説明だったと思いますが、それはすごくいいことだと思うんですが、多分こんなことはないと思うんですが、分析の把握が到達点ではないと思いますので、そこから次のステップをどう行くかというのが一番のねらいだと思います。ややもすると、分析できた、わかった、課題もわかったと、そこで休憩しないで、それで仕事が終わったような気持ちになりがちなので、そのところをよろしくお願ひしたいということが1点。

それと、課題がはっきり掌握できた、そこまではいいんですが、問題は、あまり教室の中で生徒を追い込むと、勉強そのものが追い詰められて嫌になってしまうということも考えられる。ですから、弱点は弱点として子どもたちにも認識させることは必要だと思いますが、最後のところは、やっぱり授業が楽しいというふうに持っていくことが、私、一番大切だろうというふうに思います。あまり詳細なデータが、かえって災いするときもあろうかと思ひますので、そのところをよろしくお願ひしたいと思ひます。

柏木委員

私は、このみえスタディ・チェック、新規の取組としては、とても成功している例だと思ひます。毎年毎年、いろんな意見をいただく中で、それを改善して次へつなげていく、とてもPDCAサイクルがうまくいっている事業ではないかと考えています。

私も最終的には子どもたちの学力の保障ということで、いろんな角度から子どもたちの学力を把握するためには、たった一回の学力調査だけでなく、こういういろんな確認に対しての段階ごとの把握がとても大事だと考えていますので、今後も更にこの「みえスタディ・チェック」を進化させて、継続していただければと思ひます。

委員長

よろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

報告5 平成28年度「インターネット社会を生き抜く力の育成事業」について

(公開)

(芝崎生徒指導課長説明)

報告5 平成28年度「インターネット社会を生き抜く力の育成事業」について

平成28年度「インターネット社会を生き抜く力の育成事業」について、別紙のとおり報告する。平成29年3月23日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長。それでは、資料に沿いましてよろしくお願ひいたします。

平成28年度のインターネット社会を生き抜く力の育成事業のうち、ネットパトロール及び「みえネットスキルアップサポート」についてご報告を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

資料といたしましては、平成28年度「インターネット社会を生き抜く力の育成事業」についてをご覧ください。まず、ネットパトロールについてご報告申し上げます。資料1ページをご覧ください。ネットパトロールの対象校と検索実施時期を(1)に記載させていただきました。対象校につきましては、県内全ての公立小中学校、県立学校の計603校となっております。検索期間は、昨年度までの9月1日から10月15日の年1回、45日間の検索機関を変更し、年3回、各15日に分割して実施しました。

これは、長期休業明けに自殺が増加する傾向にあるとする県の通知に係る指摘を踏まえ、第1回目と第3回目を、新学期が始まる8月下旬、9月上旬、及び1月、第2回目を第1回と第3回の中間に当たります11月に実施することに変更いたしました。

次に、「(2) 学校区分ごとの書き込み件数」につきまして、サイトタイプにつきまして、昨年度までは3区分でしたが、7区分に変更させていただきました。児童生徒の使用実態により近いタイプに改めることにより、児童生徒の詳細な把握に努めるとともに、指導の充実につながるよう改善を図ったところでございます。7区分につきましては、【参考：サイトタイプの説明】をご覧くださいければと思います。

なお、(2)の表の下に、参考に示しましたとおり、書き込み件数の合計について前年度は2,757件でございましたが、本年度の検索にあたりましては、リスクレベルの高いものを集中的に検索させていただきました結果、1,658件となり、サイトタイプ別ではリアルのうちのTwitterが最も多く検索されているところです。

1,658件のうち、問題のある書き込みにつきましては、1ページ2ページをご覧くださいければと思います。2ページ「(3) 問題のある書き込み件数」に記載のとおり、1,032件でございました。昨年度に比べ197件増加しております。また、特定の児童生徒への誹謗中傷や個人情報の掲載など、危険度の高い書き込みにつきましては、「(4) 三重県の状況」③に記載のとおり107件でございます。昨年度より74件増加しております。なお、警察に通報するような緊急性のある書き込みはございませんでした。

危険度の高い書き込みが増加した要因といたしましては、④に記載のとおり、先ほ

どもご説明しましたが、検索方法を年1回から3回にしたことにより、新たな書き込みが検出されるようになったことが考えられるところでございます。

また、危険度の高い書き込みの大半につきましては、⑤に記載のとおり、QRコードを添付し、個人情報を掲載した事案でした。なお、危険度の高い書き込みにつきましては、⑥に記載のとおり、削除及び個人情報を書き込む手立てを講じており、既に対応を終えているところでございます。

今後の対応につきまして、(5)にまとめさせていただきました。特に各校に送付の検索結果を児童生徒の指導に一層活用するよう、指導助言を行うとともに、本年度作成のネットトラブル対応事例集を各校に配付するとともに、次年度以降の研修を通して教職員の指導力向上につなげてまいりたいと考えておるところでございます。

引き続きまして、「みえネットスキルアップサポート」についてご報告申し上げます。3ページをご覧ください。「みえネットスキルアップサポート」につきましては、昨年度まで実施しておりましたネット検定を、より児童生徒が取り組みやすく改定したものでございます。参考に教職員が指導に利用する解説付きの問題（中学生用）を資料2として添付させていただきました。後ほどご覧いただければと思います。

3ページをもう一度ご覧ください。本年度の実施校と実施学年につきましては、(1)に、さらに実施の流れにつきましては、(2)に示させていただきました。特に実施の流れの特色といたしまして、同様の問題を2回、時期をずらして行うこと。1回目と2回目の間、及び2回目終了後に教職員が指導資料を活用して指導を行うことを通しまして、教職員の指導力の向上にもつながることを特色としておるところでございます。

なお、実施にあたりましては、児童生徒の発達段階に応じまして、小学校中学年・高学年、中学生用の3種類を作成するとともに、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語の問題も作成させていただきました。

本年度の教職員及び児童生徒を対象といたしました主なアンケート結果を、4ページの(3)及び(4)、さらに情報モラルなどの領域別の正答率に係りますチャート図を5ページの(5)に掲載をさせていただきました。(3)の学校アンケートにつきましては、本スキルアップサポートがネット社会を生き抜く力の育成につながるかについて尋ねた質問に対しまして、小学校の81.5%、中学校の95.0%が肯定的に回答していただいております。

参考数字ながら、昨年度のネット検定と比べて高い数値を示しております。また、児童生徒アンケートにつきましては、「みえネットスキルアップサポート」を受け、パソコンやスマートフォンなどを利用するときに、さまざまなことに気をつけなければならないことがわかりましたか」という情報モラルに係る質問に対しまして、肯定的な回答が、2回目で小中学校とも95%を超えております。

また、②のパソコンやスマートフォンの使い方について、今後の学びへの意欲を尋ねた質問につきましては、小中学校ともに、第1回に比べ、第2回目が高くなっており、特に中学校においては、昨年度のネット検定よりも高い割合を示しております。

次年度以降につきましては、教え込みながらも児童生徒が相互にネットの適切な利用について話し合うなどの主体的な活動を一層推進し、意欲の向上につながる取組を

進めていきたいと考えております。

また、(5)は、領域別正答率を小中学校別にレーダーチャートにしたものでございます。詳細につきましては、資料1の6ページから7ページをご覧くださいと思います。

資料1、6ページから7ページに領域別の正答率を棒グラフで表しました。どの領域におきましても、本スキルアップの狙いとしております、第1回後に指導を行うことで、第2回の伸張につなげるといった狙いが達成できたと考えております。

資料の6ページをご覧ください。本スキルアップサポートの成果と課題、今後の対応についてまとめさせていただきました。主な成果といたしましては、④に記載をさせていただきましたが、例えば実施校の中で情報モラルを子どもと保護者がともに学ぶ機会に活用したりする工夫を行いながら活用するなどの事例が見られました。

課題といたしましては、②③に記載のとおり、実施校からSNSに係る設問の要望や、指導資料の更なる充実に係る要望が寄せられているところです。今後、実施校からの聴き取りを通しまして、より児童生徒の実態に応じた設問や、指導資料の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

今後の主な対応につきましては、(7)のところですが、現在、本課が推進しております、ネットに係る各事業と本スキルアップサポートをリンクさせ、例えば、教職員を対象とした研修会や保護者を対象としたネット啓発講座での活用を図り、教職員や保護者への指導力の向上に広くつなげていきたいと考えております。今後とも本スキルアップサポートなどの実施を通しまして、児童生徒のネット利用に係ります適切な使用のあり方についての力を育んでまいりたいと考えております。

## 【質疑】

委員長

報告5はいかがでしょうか。

前田委員

年1回を年に3回というのは、とてもいいことだと思っています。日々の変化といいますか、変質していく、その速度はおそらく我々が思っているよりかなり速いと思いますので、リアルにクイックリーにやっていくことは、非常に効果があると思いますので、大変かもわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

柏木委員

私は、今、LINEとか見えない部分で上がってこないところが、一番課題だと考えています。「みえネットスキルアップサポート」の結果は、誰が見ても子どもたちに有効だというのがよくわかるので、その結果を小中学校にアピールして、こんなにいい材料があるということで、これを来年度100%に、お金がなければ、みずから小中でもダウンロードをちゃんとしていくという感じでしていただければと思います。

岩崎委員

同じことを言いたかったのですが、効果があるのであれば、早急にやらなければなりません、今のままのスケジュールでいったら、結局、スキルアップサポートを受

けないまま過ぎていく子どもたちが結構いるのではないかと思ってしまうのですが、その展望はどうでしょうか。

生徒指導課長

今、おっしゃっていただきましたように、本スキルアップサポートにつきましては、本年度、我々が作成させていただいたこともございますし、非常に学校現場に合わせた形でさせていただいたところです。

そういった中で、今、おっしゃっていただきましたように、今後、例えばホームページに掲載するかどうかということも踏まえまして、広く普及するような方法について、今後、検討させていただきたいと思うところです。

ただ、1点、このスキルアップサポートにつきましては、2回実施させていただきながら、その間に指導ということが一つ入ってまいりますので、どうしても学校の授業時間ということの観点から、こういった取組をしていくのかといったところもふまえて考えていただく必要もございますので、そういったところの活用の仕方と、これを一回だけでいいんだという活用の仕方と、そこら辺につきまして、今後、運用についてしっかり考えていきたいと考えているところでございます。

委員長

よろしいでしょうか。

ー全委員が本報告を了承するー

#### ・審議事項

#### 報告6 人権学習指導資料（小学校低中学年）「みんなのひろば」について（公開） （赤塚人権教育課長説明）

報告6 人権学習指導資料（小学校低中学年）「みんなのひろば」について

人権学習指導資料（小学校低中学年）「みんなのひろば」について、別紙のとおり報告する。平成29年3月23日提出 三重県教育委員会事務局 人権教育課長。

それでは、1ページをご覧ください。昨年度の小学校高学年用に続きまして、本年度は低中学年用人権学習指導資料を作成しました。小学校低中学年の児童が、自尊感情やコミュニケーション力、身近な問題を主体的に解決する姿勢等を養えるよう作成しました。

作成にあたりましては、小学校教職員6名と人権教育課の指導主事等で構成する作成検討委員会を設置し、作業を進めるとともに、監修者として大阪教育大学の佐久間准教授をお願いをし、専門的な見地からご意見をいただきました。

内容について説明をさせていただきます。2ページの資料をご覧ください。「自分を見つめる」、「友だちとの係わりをつくる」、「人権問題に出会う」の三領域を設定し、それぞれ5テーマ、全15テーマに沿った学習展開例を提示しました。低中学年の児童が、その発達段階に応じて楽しく活動する中で、お互いの考えを交流し、さまざまな人権問題の理解につながる事柄を学んでいけるよう留意しました。授業ですぐに活用できるようワークシート形式を中心に採用するとともに、子どもの実態に即して教職員が学習展開をアレンジできるよう、データファイルも配付いたします。

1 ページに戻っていただきまして、4 の配付につきましては、本年度内に市町教育委員会を通じて県内の全小学校及び特別支援学校小学部等に配付する予定です。今後は、ホームページや各研修会等を通じて周知を図るとともに、指導資料活用のための教職員向け講座を開催します。また、市町教育委員会と連携し、各学校での活用促進を図ってまいります。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

#### 【質疑】

委員長

報告 6 はいかがでしょうか。

前田委員

まだ説明をいただいただけで、中身をしっかりと目を通してはいませんが、さっと思わせていただいた限りでは、非常によくできているなど、労作だなと思います。

問題は、作ることが目的ではなくて、子どもたちにこの中身を理解してもらうこと。もう一つは、この冊子の中に家庭の保護者の方にも答えてもらうとか子どもたちとやり取りしてもらうというものを中に入れるということもあると思いますね。こういうことが教室の中だけではなく、それぞれの家庭の中で話題になるような使われ方をすると、これももっと生きてくると思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

人権教育課長

ありがとうございます。先ほど言っていたところは、例えば、27 ページですが、自尊感情を高めるというワークシートになっているんですが、家族の方と話をして、こういうことを聞いてきて自分のことを考えましよう。そういった展開をつけ加えていますので、そういう機会を通じて人権教育を家庭、地域と一体となって進めたいと考えております。ありがとうございます。

前田委員

よろしくお願いいたします。

岩崎委員

つい今しがた、ネットスキルアップサポートのお話をお伺いしましたが、その観点で見ていると、例えば、「みんなのひろば」の 59、60 頁に、SNS を使ったうわさ、いじめにストップという話があって、先ほども少し柏木委員がおっしゃったのですが、LINE の問題というのが、結局ネットのパトロールなどではなかなか捕まえないんですね。

そうなる、それを使ったいじめであるとか、いわゆる LINE 外しとかいろいろありますね。そういうようなことは、こちらのほうできっちりと教えておかないといけないと思ったのですが、「みえネットアップスキルサポート」のほうと、こちらの人権の観点からの冊子との関係はどういうふうに関わられたのか、あるいは、それは別の話として、今回、これはつくられたのかということをお教えいただければと思います。

人権教育課長

情報共有はしながらさせてもらっておりまして、ネット上の情報を子どもたちがどのように理解して、ネットモラルの視点をしっかりつけていく必要があるかと。その

あたりは人権教育でも担っていく視点かなと思っておりますので、そのあたりの部分を小学校の早い段階から、力として情報を正しく認識するとか、そういうところの力をつけたいと、そんな目的でこの教材をつくらせていただいております。

岩崎委員

もうちょっとネットの部分が分厚くてもいいのかなと思ったりはしたのですが。

人権教育課長

わかりました。ありがとうございます。

中嶋次長

小学校の高学年向けは、昨年、つくってございまして、そこについては、ネットということに着目するというのも非常に大事ですが、まず、人のうわさであったり、そういったことについて、やはりどういうふうに対応していくのか、face to faceの部分と、ネットを介してというところですので、まずはそういう人のうわさということについての取扱い、あるいは、人の意見、仲間うちの意見ということについて、自分をどう持っていくかということについて、自分の意見を持ち、心情にある程度正直に対応していきましょうという、そういったところを低学年でまず培うという。あとはツールの問題も非常に大事だという捉え方でございます。

柏木委員

「みんなのひろば」を読ませていただいて、やはり人権学習でありながら、これはコミュニケーション能力を育てる、一番の自分も認めて他人も認めて、そこから始まるコミュニケーション、そういうものも一緒に育っていくということで、段階ごとに応じて、これからも人権学習をどんどん発展させていただいて、子どもたちに自分を認めて、ほかの人も認めて、そこで新たなつながりができるという形のこともしていただければと思います。

—全委員が本報告を了承する—

#### ・審議事項

##### 議案第67号 三重県地方産業教育審議会委員の任免について（非公開）

高校教育課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

#### ・審議事項

##### 議案第68号 職員の懲戒処分について（非公開）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

#### ・審議事項

##### 議案第71号 職員の人事異動（事務局）について（非公開）

##### 議案第72号 職員の人事異動（県立学校）について（非公開）

##### 議案第73号 職員の人事異動（市町立小中学校）について（非公開）

教職員課長が一括して説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

報告1 平成29年度事務局職員の人事異動報告について (非公開)

報告2 平成29年度県立学校教職員の人事異動報告について (非公開)

報告3 平成29年度市町立小中学校教職員の人事異動報告について (非公開)

教職員課長が一括して説明し、全委員が本報告を了承する。